

階層 区分	定義	小規模住居型児童 養育事業を行う者、 里親、乳児院、児 童養護施設、児童 心理治療施設、児 童自立支援施設		児童心理治療施設 通所部、児童自立 支援施設通所部		母子生活 支援施設、 児童自立 生活援助 事業を行 う者		助産施設	
		基準額	加算基 準額	基準額	加算基 準額	基準額	基準額 (1件当 たり)		
A	生活保護法（昭和25 年法律第 144号）に よる被保護世帯（単 給世帯を含む。）及 び中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支 援に関する法律（平 成 6 年法律第30号。 以下「中国残留邦人 支援法」という。） による支援給付受給 世帯	0	0	0	0	0	0	0	
B	A階層を除き、当該 年度分（第3条第1 項の規定による実施 をする日又は措置を 採る日（以下「実施 日等」という。）が 4月から6月までの 日である場合は、前	2,200	220	1,100	110	1,100	550		

	年度分) の市町村民 税非課税世帯							
C	A階層を除き、当該 年度分 (実施日等が 4月から6月までの 日である場合は、前 年度分) の市町村民 税の課税世帯であつ て、その市町村民税 の額が均等割の額の みの世帯	4,500	450	2,200	220	2,200	1,100	
D 1	A階層及 びC階層 下	9,000円以 下	6,600	660	3,300	330	3,300	2,640
D 2	を除き、 当該年度 分 (実施 日等が4 月から6 月までの 日である 場合は、 前年度分)	9,001円以 上27,000円 以下	9,000	900	4,500	450	4,500	3,160
D 3	日等が4 月から6 月までの 日である 場合は、 前年度分)	27,001円以 上57,000円 以下	13,500	1,350	6,700	670	6,700	—
D 4	日である 場合は、 前年度分)	57,001円以 上93,000円 以下	18,700	1,870	9,300	930	9,300	—
D 5	の市町村 民税の課 税世帯で あつて、 その市町 村民税の 所得割の 額の区分 が次の区 分に該当	93,001円以 上 177,300 円以下	29,000	2,900	14,500	1,450	14,500	—
D 6	あつて、 その市町 村民税の 所得割の 額の区分 が次の区 分に該当	177,301円 以上 258,100円 以下	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 41,200円を	左の自 己負担 額の10 パーセ ントに 相当す る額	20,600	2,060	20,600	—

	する世帯		超えるときは、41,200円)					
D 7	258,101円以上 348,100円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額の全額徴収（その額が54,200円を超えるときは、54,200円)	左の自己負担額の10パーセントに相当する額	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額	左の自己負担額の10パーセントに相当する額	その月のその実施児童に係る実施費の支弁額の全額徴収（その額が27,100円を超えるときは、27,100円)	—	
D 8	348,101円以上 456,100円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額の全額徴収（その額が68,700円を超えるときは、68,700円)	左の自己負担額の10パーセントに相当する額	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額	左の自己負担額の10パーセントに相当する額	その月のその実施児童に係る実施費の支弁額の全額徴収（その額が34,300円を超えるときは、34,300円)	—	
D 9	456,101円以上 583,200円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額の全額徴収	左の自己負担額の10パーセントに	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額の10パーセントに	左の自己負担額の10パーセントに	その月のその実施児童に係る実施費の支弁額の	—	

		(その額が 85,000円を 超えるとき は、85,000 円)	相当す る額	(その額が 42,500円を 超えるとき は、42,500 円)	相当す る額	の全額徴 収(その 額が 42,500円 を超える ときは、 42,500円)	
D10	583,201円 以上 704,000円 以下	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 102,900円 を超えるとき は、 102,900円)	左の自 己負担 額の10 パーセントに 相当す る額	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 51,400円を 超えるとき は、51,400 円)	左の自 己負担 額の10 パーセントに 相当す る額	その月の その実施 児童に係 る実施費 の支弁額 の全額徴 収(その 額が 51,400円 を超える ときは、 51,400円)	—
D11	704,001円 以上 852,000円 以下	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 122,500円 を超えるとき は、 122,500円)	左の自 己負担 額の10 パーセントに 相当す る額	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 61,200円を 超えるとき は、61,200 円)	左の自 己負担 額の10 パーセントに 相当す る額	その月の その実施 児童に係 る実施費 の支弁額 の全額徴 収(その 額が 61,200円 を超える ときは、 61,200円)	—
D12	852,001円	その月のそ	左の自	その月のそ	左の自	その月の	—

	以上 1,044,000 円以下	の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 143,800円 を超過する ときは、 143,800円)	己負担 額の10 パーセントに 相当する額	の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 71,900円を 超過するとき は、71,900 円)	己負担 額の10 パーセントに 相当する額	その実施 児童に係 る実施費 の支弁額 の全額徴 収(その 額が 71,900円 を超過する ときは、 71,900円)	
D13	1,044,001 円以上 1,225,500 円以下	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 166,600円 を超過する ときは、 166,600円)	左の自 己負担 額の10 パーセントに 相当する額	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 83,300円を 超過するとき は、83,300 円)	左の自 己負担 額の10 パーセントに 相当する額	その月の 実施 児童に係 る実施費 の支弁額 の全額徴 収(その 額が 83,300円 を超過する ときは、 83,300円)	—
D14	1,225,501 円以上 1,426,500 円以下	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 191,200円 を超過する ときは、	左の自 己負担 額の10 パーセントに 相当する額	その月のそ の措置児童 に係る措置 費の支弁額 の全額徴収 (その額が 95,600円を 超過するとき は、95,600	左の自 己負担 額の10 パーセントに 相当する額	その月の 実施 児童に係 る実施費 の支弁額 の全額徴 収(その 額が 95,600円	—

			191,200円)		円)		を超えるときは、95,600円)
D15	1,426,501円以上	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額の全額徴収	左の自己負担額の10パーセントに相当する額	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額の全額徴収	左の自己負担額の10パーセントに相当する額	その月のその実施児童に係る実施費の支弁額の全額徴収	—

別表第1備考2中「C1階層に」を「C階層に」に改め、「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え、「C1階層及びC2階層」を「D1からD15までの階層」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表備考4を次のように改める。

- 4 所得割の額を算定する場合には、実施児童又は措置児童及びその実施児童又は措置児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第1備考7中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額」を「所得金額」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、「所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「とし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するもの」を削り、同表備考7(1)中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加え、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表備考7(3)中「有し」の次に「、かつ」を加え、同表備考10(1)及び同表備考11中「所得税の額が8,400円」を「市町村民税の所得割の額が19,000円」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とし、同表を次のように改める。

別表第 3（第 5 条関係）

乳児院における短期入所措置に係る負担金基準額表

入所日の短期入所措置児童の属する世帯の階層区分		負担金基準額（日額）（単位 円）	
階層区分	定義	基準額	加算基準額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人支援法による支援給付受給世帯	0	0
B	A階層を除き、当該年度分（第3条第1項の措置を採る日が4月から6月までの日である場合には、前年度分）の市町村民税非課税世帯	0	0
C	A階層を除き、当該年度分（第3条第1項の措置を採る日が4月から6月までの日である場合には、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	1,000	100
D 1 ～ D 3	A階層及びC階層を除き、当該年度分（第3条第1項の措置を採る日が4月から	1,000	100
D 4 ～ D 14	6月までの日である場合には、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、そ		
D 15	の市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,000	100
		短期入所措置期間のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴収）	左の自己負担額の10パーセントに相当する額

備考

1 この表のC階層において「均等割の額」とは、地方税法第 292条第 1 項

第 1 号に規定する均等割の額をいい、D 1 から D 15 までの階層において「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合は、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は、適用しない。）の額をいう。

2 所得割の額を算定する場合には、措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 次のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（実施日等が 1 月から 6 月までの日である場合は、前々年。以下この備考において同じ。）の所得が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税が非課税である者として取り扱う。この場合において、寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税が非課税である者として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては 26 万円を、(2)に該当する場合にあつては 30 万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。）に限る。(3)において同じ。)を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻していないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

- 4 同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合においては、その月の負担金基準額の最も多額な児童（最も多額な児童が2人以上である場合は、いずれか1人に限る。）については、この表の負担金基準額（日額）の基準額の欄に掲げる額をもつてその児童の負担金基準額とし、それ以外の児童については、この表の負担金基準額（日額）の加算基準額の欄に掲げる額をもつてその児童の負担金基準額とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関における措置に係る負担金基準額表

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		負担金基準額（月額）（単位 円）	
階層区分	定義	基準額	加算基準額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人支援法による支援給付受給世帯	0	0
B	A階層を除き、当該年度分（第3条第1項の規定による措置を採る日が4月から6月までの日である場合は、前年度分）の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C	A階層を除き、当該年度分（第3条第1項の規定による措置を採る日が4月から6月までの日である場合は、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯	4,500	450
D1	A階層及びC階層を除き、	12,000円以下	6,600
D2	当該年度分（第3条第1項の規定による措置を採る日	12,001円以上 30,000円以下	9,000
D3	が4月から6月までの日である場合は、前年度分）の	30,001円以上 60,000円以下	13,500
			1,350

D 4	市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	60,001円以上 96,000円以下	18,700	1,870
D 5		96,001円以上 189,000円以下	29,000	2,900
D 6		189,001円以上 277,000円以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が 41,200円を超える ときは、41,200円）	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額
D 7		277,001円以上 348,000円以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が 54,200円を超える ときは、54,200円）	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額
D 8		348,001円以上 465,000円以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が 68,700円を超える ときは、68,700円）	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額
D 9		465,001円以上 594,000円以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が 85,000円を超える ときは、85,000円）	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額
D10		594,001円以上 716,000円以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額

		102,900円を超えるときは、 102,900円)	
D11	716,001円以上 864,000円以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が 122,500円を超え るときは、 122,500円)	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額
D12	864,001円以上 1,056,000円以 下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が 143,800円を超え るときは、 143,800円)	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額
D13	1,056,001円以 上 1,238,000円 以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が 166,600円を超え るときは、 166,600円)	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額
D14	1,238,001円以 上 1,439,000円 以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収（その額が 191,200円を超え るときは、 191,200円)	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額
D15	1,439,001円以	その月のその措置	左の自己負担

	上	児童に係る措置費 の支弁額の全額徴 収	額の10パーセ ントに相当す る額
--	---	---------------------------	-------------------------

備考

- 1 この表は、措置児童に係る扶養義務者の階層区分の認定に適用するものであり、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている本人、直系血族、配偶者及び兄弟姉妹等（その世帯における家計の主宰者である場合）のすべての者について、それらの者の課税額により行うものである。
- 2 この表のC階層において「均等割の額」とは、地方税法第 292条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D 1 からD15までの階層において「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。
- 3 地方税法第 323条の規定による市町村民税の減免があつた場合には、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法第 314条の 7 及び第 314条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は、適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314条の 2 第 1 項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし

て、所得割の額を算定するものとする。

- (4) 地方税法第 292条第 1 項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292条第 1 項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第 295条第 1 項（第 2 号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は 0 円とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第 314条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額（同条第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 5 措置児童の属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合は、この表の規定にかかわらず、負担金基準額は 0 円とする。

- (1) 扶養義務者のない世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 次に掲げる在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された障害児（者）及び法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する障害児通所給付費、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に規定する介護給付費若しくは訓練等給付費（同法第 28 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに同条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる障害福祉サービスに係るものに限る。）又は同法附則第 21 条第 1 項に規定する介護給付費

の受給者を除く。) のいる世帯

ア 身体障害者福祉法第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児

エ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条第 1 項及び第 2 項の規定による知事が認めた世帯

6 同一世帯から 2 人以上の児童が措置されている場合においては、その月の負担金基準額の最も多額な児童（最も多額な児童が 2 人以上である場合は、いずれか 1 人に限る。）については、この表の負担金基準額（月額）の基準額の欄に掲げる額をもつて、その児童に係る負担金基準額とし、それ以外の児童については、この表の負担金基準額（月額）の加算基準額の欄に掲げる額をもつて、その児童に係る負担金基準額とする。

7 措置児童が次に掲げる者である場合には、この表の規定にかかわらず、その負担金の額は、その月における措置児童に係る措置費の額のうち実費負担に相当する部分の額（その額がこの表に定める負担金の額を超えるときは、この表に定める負担金の額）とする。

(1) 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるもの

(2) B 階層に該当する世帯に属する者であつて、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号 削除

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉施設に係る負担金に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2（備考7に係る部分を除く。）の規定は令和元年6月分の負担金の額の算定から、新規則別表第1及び別表第3の規定は同年7月分の負担金の額の算定から、新規則別表第2（備考7に係る部分に限る。）の規定は同年10月分の負担金の額の算定から適用する。
（経過措置）
- 3 令和元年6月1日前から引き続き、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置（以下「措置」という。）により障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院している者（新規則別表第2におけるD15階層に該当する世帯に属する者を除く。）に係る同月以後の各月分の負担金の額は、新規則の規定により計算される額がこの規則による改正前の児童福祉施設に係る負担金に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により計算される額を超えるときは、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定により計算される額に相当する額とする。
- 4 令和元年6月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に、措置により障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院している者（新規則別表第2におけるD15階層に該当する世帯に属する者を除く。）に係る各月分（令和2年6月分までの月分に限る。）の負担金の額は、新規則の規定により計算される額が旧規則の規定により計算される額を超えるときは、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定により計算される額に相当する額とする。
- 5 令和元年7月1日前から引き続き、法第22条第1項の規定による助産の実施、法第23条第1項の規定による母子保護の実施及び法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施（以下これらを「実施」という。）又は措置により児童福祉施設（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。以下同じ。）に入所している者（新規則別表第1におけるD15階層に該当する世帯に属する者を除く。）に係る同月以後の各月分の負担金の額は、新規則の規定により計算される額が旧規則の規定により計算される額を超えるときは、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定により計算される額に相当する額とする。

- 6 令和元年7月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に、実施又は措置により児童福祉施設に入所している者（新規則別表第1及び別表第3におけるD15階層に該当する世帯に属する者を除く。）に係る各月分（令和2年6月分までの月分に限る。）の負担金の額は、新規則の規定により計算される額が旧規則の規定により計算される額を超えるときは、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定により計算される額に相当する額とする。
- 7 第3項から前項までの規定は、新規則の規定により負担金の額を計算された月がある場合には、当該月の翌月以後の各月分の徴収額については、適用しない。
- 8 令和元年7月1日前から引き続き、実施又は措置により児童福祉施設に入所している者が属する世帯については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して市町村民税の所得割の額を算定するものとする。

（子ども支援課）

